

平成 26 年度
三遠南信地域連携ビジョン
推進会議 (S E N A) 委員会

審議案・決議案

目 次

1	審議案		
(1)	委員会審議第5号	平成25年度 事業報告について	1
(2)	委員会審議第6号	平成25年度 一般会計歳入歳出決算について	3
(3)	委員会審議第7号	平成26年度 事業計画(案)について	5
(4)	委員会審議第8号	平成26年度 一般会計歳入歳出補正予算(第1号)(案)について	8
(5)	委員会審議第9号	平成26年度 構成員の負担金(案)について	10
(6)	委員会審議第10号	三遠南信自動車道の整備促進基金に関する規程の制定について	11
2	決議案		
(1)	委員会議案第5号	第22回三遠南信サミット2014 in 遠州の開催(案)について	12
(2)	委員会議案第6号	専門委員会の設置(案)について	13
(3)	委員会議案第7号	オブザーバーの設置(案)について	14
(4)	委員会議案第8号	事業部会の設置(案)について	15
(5)	委員会議案第9号	監事の選任(案)について	16
3	参考資料		
(1)	参考資料1	三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約	17
(2)	参考資料2	三遠南信地域連携ビジョン推進会議事務局規程	21
(3)	参考資料3	三遠南信地域連携ビジョン推進会議 組織体制の概要	23
(4)	参考資料4	平成26年度 三遠南信地域連携ビジョン推進会議 組織・構成員	25

1 三遠南信サミットの開催（予算額4,150,000円⇒決算額3,987,689円）

第21回三遠南信サミット2013 in 南信州

テーマ：新しい連携体制の実現に向けて～三遠南信連携の発展と越境連携地域交流～

- ・平成25年10月30日（水）飯田文化会館・シルクホテル（飯田市）にて、三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）の主催、三遠南信地域交流ネットワーク会議、三遠南信地域経済開発協議会、三遠南信地域整備連絡会議の共催により開催した。
- ・サミットの開催に当たっては「三遠南信サミット2013 in 南信州専門委員会」を設置して開催内容の検討を行った。（3回開催）
- ・全体会において「第1回全国越境地域政策シンポジウム」を愛知大学と共催し、今後のSENA事業に資するべく、日本各地の県境域における様々な取り組みの事例発表と研究を行った。
- ・サミット宣言では、組織の体制強化を図るため、平成26年度中に新体制へ移行することや平成28年度を目途として広域連合設置に向けた検討を進めることを確認した。

2 三遠南信地域連携ビジョンの推進（予算額8,600,000円⇒決算額4,333,190円）

(1) 重点プロジェクトの推進（事務費にて対応）

- ・第Ⅱ期重点プロジェクトの工程表に基づき、各事業を推進した。

(2) 新・連携組織の検討（予算額1,000,000円⇒決算額551,585円）

- ・新・連携組織検討委員会を開催し、新・連携組織のあり方について検討した。（6回開催、うちワーキンググループ3回開催）
- ・平成26年度の三遠南信地域交流ネットワーク会議の統合を見据え、同会議が開設するウェブサイト「三遠南信エリア情報」の統合計画を進めた。

(3) 三遠南信地域住民団体の連携促進（予算額500,000円⇒決算額128,000円）

- ・ビジョン推進のため、住民団体への補助金制度を創設し、補助金支給を開始した。

(4) 三遠南信アンテナショップの検討（予算額2,000,000円⇒決算額41,090円）

- ・年度当初は三遠南信地域の知名度向上を図ることを目的とした物産展開催のため現地視察などの活動を行ったが、年度後半にネットショップへの方針転換を行い、システム導入に向けた調査研究を行った。

【ビジョン該当事業】「風土」－推進方針2－ ③三遠南信地域ファンづくり

(5) 三遠南信地域資源情報発信

（三遠南信地域連携ビジョンを推進するための管理・運営事業費内にて対応）

- ・SENA公式ウェブサイトの地域資源情報データベースについて、掲載情報の適正

化を図るため、構成員が管理する情報について調査を行い、その結果に基づき掲載情報の修正を依頼した。

【ビジョン該当事業】 「風土」－推進方針２－ ③三遠南信地域ファンづくり

(6) 三遠南信地域産学官人財育成円卓会議の開催

(予算額 3,500,000 円⇒決算額 2,824,385 円)

- ・平成 26 年 2 月 17 日 (月) ホテルクラウンパレス浜松 (浜松市) にて、三遠南信地域の人財育成・定着化をテーマに、10 大学の学長等、8 企業の代表者、3 自治体の首長の参加により開催し、人財育成に向けたアクションプランを提案した。
- ・円卓会議開催の準備・検討のため、大学連携検討会議を開催した。(2 回開催)
- ・円卓会議開催の準備・検討のため、大学及び企業の人事実務者レベルによる人財育成円卓会議ワーキングを開催した。(2 回開催)

【ビジョン該当事業】 「技」－推進方針 1－ ①人材・労働力の確保・育成

【ビジョン該当事業】 「技」－推進方針 2－ ③県境を越える大学・研究機関連携組織の形成

(7) 三遠南信地域社会雇用創造事業フォローアップ事業

(予算額 1,500,000 円⇒決算額 788,130 円)

- ・平成 24 年度に作成した冊子を S E N A 構成員あてに送付した。
- ・電子データについて S E N A 公式ウェブサイトへ掲載した。

【ビジョン該当事業】 「技」－推進方針 2－ ②コミュニティ・ビジネスの育成

3 三遠南信地域連携ビジョンを推進するための管理・運営事業

(予算額 440,000 円⇒決算額 432,924 円)

- ・ S E N A の公式ウェブサイトを活用し、三遠南信地域の情報拠点として、情報の共有化を図るとともに、圏域内外へ地域情報の発信を行った。
- ・昨年度に引き続き、S E N A に関する情報として、三遠南信サミットの開催情報、サミット宣言、調査結果、会議開催内容などを掲載した。また、S E N A 構成員、大学・研究機関等から交流・連携事業等に関する情報を受信し、圏域内外へ情報発信を行った。

4 調査研究事業 (予算額 5,724,000 円⇒決算額 250,023 円)

- ・三遠南信自動車道経済効果調査の前段階として、三遠南信地域の産業構造や三遠南信自動車道の整備状況等の調査を行った。

5 S E N A 構成員、大学等が行う事業等に係る後援

- ・三遠南信住民ネットワーク協議会総会・大交流会 (三遠南信住民ネットワーク協議会：平成 25 年 4 月 6 日開催)
- ・第 7 回ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2013 (浜松商工会議所：平成 25 年 7 月 23 日、24 日開催)
- ・第 6 回三遠南信 (8 信金) しんきんサミット (飯田信用金庫：平成 25 年 11 月 3 日開催)

平成25年度 一般会計歳入歳出決算について

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

歳入決算総額	19,969,728 円
歳出決算総額	9,650,784 円
差し引き額	10,318,944 円

○歳入

(単位：円)

項目	予算額			決算額	比較増減	決算額の説明
	当初予算額	補正予算額	現計予算額			
1 負担金	9,600,000	0	9,600,000	9,655,000	55,000	交流NW会議 7,000 千円 経済開発協議会 1,000 千円 地域整備連絡会議 750 千円 サミット交流会負担金 905 千円
2 繰越金	10,308,000	5,000	10,313,000	10,313,030	30	平成25年度繰越金
3 雑収入	1,000	0	1,000	1,698	698	預金利息
計	19,909,000	5,000	19,914,000	19,969,728	55,728	

○歳出

(単位：円)

項目	予算額			決算額	不用額	決算額の説明
	当初予算額	補正予算額	現計予算額			
1 会議費	200,000	0	200,000	16,660	183,340	会議お茶代等
2 事業 推進費	0	13,190,000	13,190,000	8,753,803	4,436,197	サミットの開催 3,987,689 円 ビジョンの推進 4,333,190 円 管理・運営業務 432,924 円
3 調査 研究費	0	5,724,000	5,724,000	250,023	5,473,977	三遠南信自動車道開通に伴う 経済効果調査(平成25年度分)
4 事務費	800,000	0	800,000	630,298	169,702	旅費・事務費
5 予備費	18,909,000	△18,909,000	0	0	0	
計	19,909,000	5,000	19,914,000	9,650,784	10,263,216	

監査報告

San·En·Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

三遠南信地域連携ビジョン推進会議の歳入・歳出決算は、証拠書類と対照審査したところ、歳入・歳出ともに適正なものと認めます。

平成 26 年 5 月 27 日

三遠南信地域連携ビジョン推進会議
会長 鈴木康友様

監 事

喬木村長

市瀬 直史



喬木村商工会会長

藤本 芳男



平成26年度 事業計画（案）について

1 三遠南信サミットの開催（予算額4,490千円）

－第22回三遠南信サミット2014 in 遠州の開催－・三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）が主催し、三遠南信地域経済開発協議会が共催する。

- ・サミット開催に当たり、「三遠南信サミット2014 in 遠州専門委員会」を設置して開催内容の検討を行う。
- ・専門委員会は、地元の意見をサミットに反映させるため、開催地域のSENA構成員を中心に構成する。

2 三遠南信地域連携ビジョンの推進（予算額計14,564千円）

(1) 重点プロジェクトの推進（予算額200千円）

- ・第Ⅱ期重点プロジェクトの工程表に基づき、各種事業を推進する。
- ・事業部会を立ち上げ、「道路、産業、安全安心(防災)」分野に関する事業を推進するための実施計画の策定を行う。

(2) 新・連携組織の検討（予算額100千円）

- ・広域連合検討組織での検討の場へ参加し、連携について引き続き検討する。
- ・新・連携組織の検討に必要な情報や知識の収集を行う。

(3) 三遠南信地域住民団体の活動促進（予算額400千円）

- ・重点プロジェクトの推進に係る住民団体が取り組む地域連携の活動促進に対する支援を行う。

【ビジョン該当事業】「風土」－推進方針1 塩の道エコミュージアムによる文化の発信

【ビジョン該当事業】「風土」－推進方針2 エコミュージアムのプラットホームづくり

(4) 三遠南信アンテナショップ事業（予算額2,000千円）

- ・平成25年度から検討を開始した、ウェブ上でのショッピングサイトの導入について引き続き検討し、平成27年度中実施に向けた準備・調整を行う。

【ビジョン該当事業】「風土」－推進方針2－③三遠南信地域ファンづくり

(5) 人財育成円卓会議等の開催（予算額 3,500 千円）

- ・平成 25 年度の三遠南信地域産学官人財育成円卓会議に提案をしたアクションプランについて、大学、経済団体に対してニーズ調査を行い、調査結果を受けて実施方法等の検討を行い、可能なプランについての実施及びコーディネートを行う。
- ・平成 25 年度に引き続き、人財育成円卓会議を開催し、実施したアクションプランの評価や未実施のプランの実施に向けた検討を行う。
- ・圏域内大学の学長等による大学連携検討会議を、人財育成円卓会議の開催に向けた準備・検討、大学連携のあり方等検討のため開催する。

【ビジョン該当事業】 「技」－推進方針 1－ ①人材・労働力の確保・育成

【ビジョン該当事業】 「技」－推進方針 2－ ③県境を越える大学・研究機関連携組織の形成

(6) 三遠南信ロードマップの発行（予算額 2,344 千円）

- ・三遠南信地域交流ネットワーク会議の統合に伴い、三遠南信ロードマップを S E N A で発行し、三遠南信地域の観光情報や地域資源情報の発信やビジョンの周知を図る。

【ビジョン該当事業】 「風土」－推進方針 2－ ③三遠南信地域ファンづくり

(7) 三遠南信自動車道経済効果調査の実施（予算額 800 千円）

- ・三遠南信自動車道の開通時の経済効果についての調査及び研究を実施する。

(8) 調査研究事業の実施（予算額 5,220 千円）

- ・三遠南信地域連携ビジョンの推進に関し必要な調査及び研究を実施する。

3 三遠南信地域連携ビジョンを推進するための管理・運営事業（予算額 624 千円）

- ・ S E N A の公式ウェブサイトを活用し、三遠南信地域の情報拠点として、情報の共有化を図るとともに、圏域内外へ地域情報の発信を行う。
- ・三遠南信地域交流ネットワーク会議の統合に伴い、ウェブサイト「三遠南信エリア情報」を S E N A の公式ウェブサイト統合することで、新たに地域の観光交流情報等の発信を行う。
- ・昨年度に引き続き、S E N A に関する情報として、三遠南信サミットの開催情報、サミット報告書、サミット宣言、調査結果、会議開催内容などを掲載する。
- ・昨年度に引き続き、S E N A 構成員、大学・研究機関等から交流・連携事業等に関する情報を受信し、圏域内外へ情報発信を行う。

【ビジョン該当事業】 「風土」－推進方針 2－ ③三遠南信地域ファンづくり

4 三遠南信自動車道の整備促進に関する基金への積立（予算額 3,500 千円）

- ・三遠南信地域整備連絡会議の統合に伴い、調査積立金 350 万円を S E N A で引き継ぐため、基金を設置し、全額を積み立てる。調査積立金は三遠南信自動車道の整備促進に係る事業等での使用に用途が限られ、「道路部会」での使用を基本とする。

平成26年度 一般会計歳入歳出補正予算（第1号）（案）について

平成26年度一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,178千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の項目及び当該項目ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

表 歳入歳出予算補正

○歳入

(単位：千円)

項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
1 負担金	9,580	0	9,580	
2 繰越金	10,326	△8	10,318	繰越金確定による補正
3 雑収入	4,288	△8	4,280	寄付金確定による補正
計	24,194	△16	24,178	

○歳出

(単位：千円)

項目	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	説明
1 会議費	200	0	200	
2 事業推進費	0	19,678	19,678	サミットの開催 4,490 千円 ビジョンの推進 14,564 千円 管理・運営業務 624 千円
3 事務費	800	0	800	旅費、需用費等
4 積立金	0	3,500	3,500	三遠南信自動車道の整備促進に関する基金への積立金
5 予備費	23,194	△23,194	0	事業確定に伴う組み替え
計	24,194	△16	24,178	

平成26年度 構成員の負担金（案）について

○負担区分

SENAが三遠南信サミットを主催することから、サミット分およびSENA通常事業分をSENAの負担金とする。

○平成26年度負担金額

(単位：円)

区 分	地域（構成員数）	平成26年度 負担金額
市町村	東三河地域（8市町村）	2,000,000
	遠州地域（9市町）	3,000,000
	南信州地域（18市町村）	2,000,000
県	愛知県	130,000
	静岡県	130,000
	長野県	130,000
商工会議所・ 商工会	三遠南信地域（49商工会議所・商工会）	1,000,000
計		8,390,000

○構成員の個々の負担金額

各構成員の負担金額および支払方法については、各地域および団体に決定する。

<参考> 平成25年度負担金額

(単位：円)

区 分	平成25年度負担金額
三遠南信地域交流ネットワーク会議	7,000,000
三遠南信地域経済開発協議会	1,000,000
三遠南信地域整備連絡会議	750,000
計	8,750,000

三遠南信自動車道の整備促進基金に関する規程の制定について

三遠南信自動車道の整備促進基金に関する規程を次のように定める。

三遠南信自動車道の整備促進基金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三遠南信自動車道の整備促進基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 三遠南信地域連携ビジョン推進会議（以下「SENA」という。）は、三遠南信地域連携ビジョンで定める三遠南信自動車道の整備促進にかかる事業等に取り組むため基金を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、SENA一般会計予算（以下「予算」という。）に定める額とし、三遠南信地域整備連絡会議から寄付された調査積立金をもって充てる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 会長は、第2条に定める目的を達成する場合に限り、予算の定めるところにより、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日（総会の決議の日）から施行する。

委員会議案第5号

第22回 三遠南信サミット2014 in 遠州の開催（案）について

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

○三遠南信サミットを開催することについて、三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約第9条第1項第1号の規定により、委員会の議決を求める。

- 1 事業名 第22回三遠南信サミット2014 in 遠州
- 2 日時 平成26年10月27日（月）
- 3 会場 アクトシティ浜松（浜松市中区板屋町111番地1）
オークラアクトシティホテル浜松（浜松市中区板屋町111番地2）
- 4 主催 三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）
- 5 共催 三遠南信地域経済開発協議会
- 6 後援 国土交通省、経済産業省、農林水産省、静岡県、愛知県、長野県（予定）
- 7 参加者 市町村長、商工会議所・商工会の会頭・会長、国・県関係者、議員、
地域住民など

委員会議案第6号

専門委員会の設置（案）について

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

○三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約第9条第1項第3号の規定に基づき、次の専門委員会を設置する。

第22回三遠南信サミット2014 in 遠州専門委員会

- (1) 設置期間 設置の日～平成27年3月31日
- (2) 設置目的 三遠南信サミットの運営補助、開催地域の意向反映
- (3) 組織体制 10名から15名程度

役 職	摘 要
委 員 長	三遠南信地域交流ネットワーク会議
副委員長	三遠南信地域経済開発協議会
専門委員	三遠南信地域交流ネットワーク会議 三遠南信地域経済開発協議会 三遠南信地域整備連絡会議 大学・研究機関 三遠南信住民ネットワーク協議会
事 務 局	SENA事務局

委員会議案第7号

オブザーバーの設置（案）について

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

○三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約第9条第1項第2号の規定に基づき、次の者をオブザーバーとする。

- (1) 設置日 平成26年7月1日
- (2) 設置目的 三遠南信地域連携ビジョンの推進に関し、協力及び意見を得るため

組織	代表者
一般社団法人 中部経済連合会	会長 三田敏雄 中部電力株式会社 代表取締役会長
三遠南信住民ネットワーク協議会	代表世話人 田中孝治 NPO法人地域づくりサポートネット

委員会議案第 8 号

事業部会の設置（案）について

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

○三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約第 12 条第 1 項の規定に基づき、次の事業部会を設置する。

重点プロジェクト推進事業部会

- (1) 設置期間 設置の日～平成 30 年 3 月 31 日
- (2) 設置目的 重点プロジェクトの推進に必要な事業を立案し実施するため
- (3) 設置する部会

	部会名	事業内容
1	「道路部会」	<ul style="list-style-type: none">・三遠南信自動車道の整備促進と三遠伊勢連絡道路（伊勢湾口道路）構想の実現にかかる事業・上記の重点プロジェクト以外で、道路部会で取り組むべき重点プロジェクトにかかる事業など
2	「産業部会」	<ul style="list-style-type: none">・三遠南信ビジネスマッチングの促進にかかる事業・上記の重点プロジェクト以外の、産業部会で取り組むべき重点プロジェクトにかかる事業など
3	「安全・安心部会」	<ul style="list-style-type: none">・県境を越える防災体制の強化にかかる事業・上記の重点プロジェクト以外の、安全・安心部会で取り組むべき重点プロジェクトにかかる事業など

委員会議案第9号

監事の選任（案）について

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

○三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約第5条第3項の規定に基づき、次の者を監事に選任する。

役職	所 属	氏 名
監 事	湖西市長	三 上 元
監 事	磐田商工会議所会頭	高 木 昭 三

※監事はサミット開催地域から選出する（輪番制）。

参考資料 1

三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

(名称)

第1条 本会は、三遠南信地域連携ビジョン推進会議（以下「SENA」という。）と称する。

(目的)

第2条 SEN Aは、三遠南信地域連携ビジョン（以下「連携ビジョン」という。）のテーマである「三遠南信250万流域都市圏の創造」のため、東三河地域、遠州地域及び南信州地域（以下「三遠南信地域」という。）の県境を越えた地域連携を推進し一体的な圏域の発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 SEN Aは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 三遠南信サミットの開催
- (2) 連携ビジョンに定めた重点プロジェクト（以下「重点プロジェクト」という。）の推進
- (3) 重点プロジェクト推進状況の評価
- (4) 道州制に関する国等への働きかけ
- (5) NPO法人、企業等が取り組む三遠南信地域の連携に資する活動に対する支援
- (6) 三遠南信地域の一体的な圏域を確立するための組織の検討
- (7) その他SENAの目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 SEN A構成員は三遠南信地域に係る普通地方公共団体及び商工会議所、商工会のうち別表1に掲げるものとする。

- 2 連携ビジョンの推進に関し、専門的な助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。
- 3 連携ビジョンの推進に関し、協力および意見を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 SEN Aに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は浜松市長をもって充て、副会長は豊橋市長、飯田市長、浜松商工会議所会頭、豊橋商工会議所会頭及び飯田商工会議所会頭をもって充てる。
 - 3 監事は、前条第1項に規定するSENA構成員の代表者（ただし、県においては、広域行政を所掌する部局及び交通基盤整備を所掌する部局の代表者とする。）（以下「代表者」という。）のうちから、次に掲げるそれぞれ1名を委員会が選任する。
 - (1) 市町村長
 - (2) 商工会議所の会頭又は商工会の会長
 - 4 会長は、会務を総理し、SENAを代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する副

会長がその職務を代理する。

6 監事は、会計を監査し、監査結果を委員会に報告する。

(総会)

第6条 総会は代表者をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長となるものとし、必要に応じて開催することができる。

3 総会は、書面によって決議する総会とすることができる。

4 総会は、代表者の2分の1の出席をもって成立するものとする。

5 総会の議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーの出席を求めることができる。ただし、アドバイザー及びオブザーバーは議決権を持たない。

(総会の決議事項)

第7条 総会は、次の事項を決議する。

(1) SENAの規約及び規程の改正

(2) SENAの事業計画

(3) SENAの歳入歳出予算

(4) SENAの歳入歳出決算

(5) SENAへの加入

(6) SENA構成員の負担金の負担方法及びその額

(7) アドバイザーの設置

(8) その他目的達成のために必要な重要事項

(委員会)

第8条 SENAに委員会を置く。

2 委員会は、代表者のうち次の委員をもって組織する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名

(3) 東三河地域市町村長 2名

(4) 遠州地域市町長 2名

(5) 南信州地域市町村長 2名

(6) 商工会議所の会頭及び商工会の会長 12名

(7) 県の交通基盤整備を所掌する部局の代表者 1名

3 委員会に委員長1名を置き、会長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、議長となるものとし、必要に応じて開催することができる。

5 委員会は、書面によって決議する委員会とすることができる。

6 委員会は、委員の2分の1の出席をもって成立するものとする。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 委員長は、必要に応じてアドバイザーの出席を求めることができる。ただし、アドバイザーは議決権を持たない。

(委員会の決議事項)

第9条 委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 三遠南信サミットの開催
- (2) オブザーバーの設置
- (3) 専門委員会の設置
- (4) 事業部会の設置
- (5) その他目的達成のために必要な事項

2 委員会は、第7条に規定する総会の決議事項について審議する。

(幹事会)

第10条 SENAに幹事会を置く。

2 幹事会は、SENA構成員の市町村、商工会議所および商工会の職員のうちから、会長が指名した幹事をもって組織する。

3 幹事会に幹事長1名を置き、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、議長となるものとし、必要に応じて開催することができる。

5 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長の命を受けて専門的な見地から目的達成に必要な事業を処理する。

3 専門委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

(事業部会)

第12条 委員会は、必要に応じて事業部会を置くことができる。

2 事業部会は、会長の命を受けて、SENA構成員が参画し事業を推進する。

3 事業部会について必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第13条 SENAは、委員、アドバイザー及び専門委員に、その職務を行うために要する報酬又は費用弁償を支払うことができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(会計)

第14条 SENAの経費は、SENA構成員の負担金、その他の収入をもって充てる。

2 前項のSENA構成員の負担金の負担方法及びその額は、総会で定める。

3 SENAの会計年度は、各年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 SENAの事務局は、浜松市企画調整部企画課内に置く。

2 SENAの事務局の組織及び運営については別に定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年11月20日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度の会計年度は、第13条第3項の規定にかかわらず、平成20年11月20日に始まり、平成21年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成21年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

「別表1」 SENA 構成員

行政	市町村	東三河地域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
		遠州地域	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、牧之原市
		南信州地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村
	県	愛知県、静岡県、長野県	

経済	商工会議所、商工会	東三河地域	豊橋商工会議所、豊川商工会議所、蒲郡商工会議所、音羽商工会、一宮商工会、小坂井商工会、御津町商工会、田原市商工会、渥美商工会、新城市商工会、設楽町商工会、東栄町商工会、豊根村商工会、津具商工会
		遠州地域	浜松商工会議所、磐田商工会議所、袋井商工会議所、掛川商工会議所、浜名商工会、奥浜名湖商工会、浜北商工会、天竜商工会、湖西市商工会、新居町商工会、磐田市商工会、浅羽町商工会、森町商工会、大須賀町商工会、大東町商工会、菊川市商工会、御前崎市商工会
		南信州地域	飯田商工会議所、駒ヶ根商工会議所、松川町商工会、高森町商工会、阿南町商工会、阿智村商工会、平谷村商工会、根羽村商工会、下條村商工会、売木村商工会、天龍村商工会、泰阜村商工会、喬木村商工会、豊丘村商工会、大鹿村商工会、飯島町商工会、中川村商工会、宮田村商工会、

参考資料 2

三遠南信地域連携ビジョン推進会議事務局規程

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

(設置)

第1条 この規程は、三遠南信地域連携ビジョン推進会議規約第15条の規定に基づき、三遠南信地域連携ビジョン推進会議（以下「SENA」という。）事務局（以下、「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、三遠南信地域連携ビジョンの推進及び進捗に関する事務を所掌する。

- (1) 三遠南信サミットの資料作成
- (2) SEN A委員会及び幹事会の資料作成
- (3) 専門委員会の開催及び資料作成
- (4) SEN Aの運営に必要な庶務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、SENAの運営に関し必要な事務

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 事務局長は、浜松市の広域行政を担当する課長をもって充てる。

3 事務局長は、事務局を代表し、事務局の事務を統括する。

4 事務局次長及び事務局員は、SENA構成員の市町村の職員のうちから会長が任命する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故が生じたときは、その職務を代理する。

6 事務局員は、事務局長の命を受け、必要な事務を処理する。

(会計)

第4条 事務局長は、会計年度終了後、収支決算を速やかに整理し、証拠書類を添付して委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による決算関係書類は、SENAの監事の監査を受けなければならない。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項についてはこの限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会計及び事務の処理について必要な事項は、幹事会をもって協議し、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

参考資料 3

三遠南信地域連携ビジョン推進会議 組織体制の概要

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

1 構成

三遠南信地域に係る普通地方公共団体及び商工会議所、商工会のうち三遠南信地域連携ビジョン推進会議（以下「SENA」という。）規約別表1に掲げる構成員で組織する。（必要に応じてアドバイザー、オブザーバーの設置）

2 事業

- (1) 三遠南信サミットの開催
- (2) 連携ビジョンに定めた重点プロジェクトの推進
- (3) 重点プロジェクト推進状況の評価
- (4) 道州制に関する国等への働きかけ
- (5) NPO法人、企業等が取り組む三遠南信地域の連携に資する活動に対する支援
- (6) 三遠南信地域の一体的な圏域を確立するための組織の検討など

3 組織体制

(1) 総会

- ・構成 構成員全員で組織し、必要に応じて総会を開催する。
- ・役割 ①SENAの事業計画、予算決算、規約改正に関する決議
②構成員の負担金の負担方法およびその額の決議
③アドバイザーの設置の決議

(2) 委員会

- ・構成 市町村長（9人）、商工会議所会頭・商工会連絡協議会会長（15人）、各県交通基盤整備を所掌する部局の代表者（各県交通基盤整備部局部長＝輪番制）（1人）
- ・役割 ①三遠南信サミットの開催の決議
②オブザーバーの設置の決議
③専門委員会の設置の決議
④事業部会の設置
⑤総会の決議事項の審議

(3) 幹事会

- ・構成 SENAG構成員の市町村、商工会議所及び商工会の職員のうち、会長が指名した幹事
- ・役割 ①総会、委員会での決議、審議事項の案の検討
②サミットの開催内容の決定

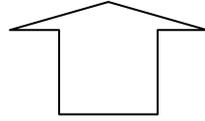
(4) 専門委員会（委員会で設置）

- ・役割 会長の命を受けて、専門的な見地から目的達成に必要な事業を処理する。

(5) 事業部会（委員会で設置）

- ・役割 会長の命を受けて、SENA構成員が参画し事業を推進する。

三遠南信圏域の一体的な発展



三遠南信地域連携ビジョン 推進会議 (SENA)

- ◎三遠南信サミットの開催
- ◎連携ビジョンに定めた重点プロジェクトの推進
- ◎重点プロジェクト推進状況の評価
- ◎道州制に関する国等への働きかけ
- ◎NPO法人、企業等が取り組む三遠南信地域の連携に資する活動に対する支援
- ◎三遠南信地域の一体的な圏域を確立するための組織の検討など

三遠南信住民
ネットワーク協議会

三遠南信地域の
大学の連携

三遠南信
クラスター
推進会議

三遠南信
シンクタンク連携

三遠南信8信金
の連携

三遠南信
浜松三ヶ日・豊橋
道路建設促進議員協議会

- 行政（県市町村） 経済（商工会議所・商工会）
- ・東三河地域（8市町村） ・東三河地域（17団体）
 - ・遠州地域（9市町） ・遠州地域（14団体）
 - ・南信州地域（18市町村） ・南信州地域（18団体）
 - ・3県

(平成 26 年 7 月 1 日現在)

参考資料 4

平成 26 年度 三遠南信地域連携ビジョン推進会議 組織・構成員

San-En-Nanshin Area Relationship Vision Progressive Conference

1 総会

- ・ 総会は、三遠南信地域に係る普通地方公共団体及び商工会議所、商工会の代表者をもって構成する。

2 役員

会長	浜松市長	鈴木 康 友
副会長	豊橋市長	佐 原 光 一
副会長	飯田市長	牧 野 光 朗
副会長	浜松商工会議所会頭	大須賀 正 孝
副会長	豊橋商工会議所会頭	吉 川 一 弘
副会長	飯田商工会議所会頭	柴 田 忠 昭
監事	湖西市長	三 上 元
監事	磐田商工会議所会頭	高 木 昭 三

※監事はサミット開催地域から選出する（輪番制）。

3 委員会

委員長（会長）	浜松市長	鈴木 康 友
委員（副会長）	豊橋市長	佐 原 光 一
委員（副会長）	飯田市長	牧 野 光 朗
委員（副会長）	浜松商工会議所会頭	御 室 健一郎
委員（副会長）	豊橋商工会議所会頭	吉 川 一 弘
委員（副会長）	飯田商工会議所会頭	柴 田 忠 昭
委員	磐田市長	渡 部 修
委員	袋井市長	原 田 英 之
委員	設楽町長	横 山 光 明
委員	東栄町長	尾 林 克 時
委員	下條村長	伊 藤 喜 平
委員	平谷村長	小 池 正 充
委員	袋井商工会議所会頭	豊 田 富 士 雄
委員	掛川商工会議所会頭	川 合 和 雄
委員	静岡県商工会連合会 西遠地区商工会連絡協議会 会長（浜北商工会会長）	野 末 忠 男
委員	静岡県商工会連合会 中東遠地区商工会連絡協議 会会長（大東町商工会会長）	若 杉 吉 明
委員	蒲郡商工会議所会頭	小 池 高 弘
委員	田原市商工会会長	河 合 利 則

委員	愛知県商工会連合会 新城設楽支部支部長 (新城市商工会会長)	本 多 克 弘
委員	愛知県商工会連合会 東三河支部支部長 (小坂井商工会会長)	丸 山 登三雄
委員	駒ヶ根商工会議所会頭	山 浦 速 夫
委員	長野県商工会連合会 南信州支部広域協議会会長 (泰阜村商工会会長)	秦 和陽児
委員	磐田商工会議所会頭	高 木 昭 三
委員	豊川商工会議所会頭	日 比 嘉 男
委員	静岡県交通基盤部長 (3 県交通基盤整備担当部長:輪番制)	野 知 泰 裕
アドバイザー	(公社)東三河地域研究センター理事長	神 野 信 郎

※アドバイザーは委員長が必要に応じて出席を求められることができる。ただし、議決権を持たない。(アドバイザーの設置は総会の議決事項)

4 幹事会

幹事長	浜松市企画調整部企画課大都市制度・広域行政担当課長	伊 藤 哲
副幹事長	浜松商工会議所理事・産業振興部長	柰 屋 英 夫
幹事	豊橋市企画部政策企画課長	稲 田 浩 三
幹事	飯田市総合政策部企画課長	松 尾 聡
幹事	豊橋商工会議所総務部長	鈴 木 拓 也
幹事	飯田商工会議所事務局長	関 島 克 郎
アドバイザー	愛知大学教授／(公社)東三河地域研究センター理事	戸 田 敏 行

※幹事会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 専門委員会

- ・ 第22回三遠南信サミット2014 in 遠州専門委員会
- ・ 新・連携組織検討委員会

※必要に応じて専門委員会を設置することができる。(委員会の議決事項)

※行政、経済界、大学、地域住民などを中心に組織し、事業推進のための実質的な活動を行う。SENA事務局が事務局として加わる。

6 事業部会

- ・ 重点プロジェクト推進事業部会

7 事務局

事務局長	浜松市企画調整部企画課大都市制度・広域行政担当課長	伊 藤 哲
事務局次長	浜松市企画調整部企画課副主幹	大 林 克 彦
事務局員	浜松市企画調整部企画課	岩 崎 裕 哉
事務局員	浜松市企画調整部企画課	加 藤 安 成
事務局員	豊橋市企画部政策企画課主事	野 亦 太 郎
事務局員	飯田市総合政策部企画課主査	福 澤 英 明

